

きよせと

だれもが身近な地域で、安心していきいきと暮らせる地域づくり

社協だより

2020. 4月

No. 148

令和2年4月15日発行

～社協（しゃきょう）は、社会福祉協議会の略称です～

ボランティアカフェ～あの日を忘れないために～ を開催しました



令和2年2月21日（金）、プラネット'97において「令和元年度たすけ愛ボランティアカフェ～あの日を忘れないために～」を開催し、22名の皆さんに参加されました。

このカフェは「公的サービス等で手の届かないところで、自分たちができる範囲でやれることは何か」について考え、誰もが安心して暮らせる町づくりを地域全体で推進していくことを目的に開催しております。

今回は、網走地方気象台防災気象官谷内一弘氏を講師にお迎えし「防災力はコミュニケーション」と題し講演いただきました。改めて防災活動をするのではなく日頃の生活の中で楽しみながらできる『ながら防災』や地域の防災力は防犯や交通安全と同じように声掛け等の『コミュニケーション』が大切だというお話を聞くことができ、参加者の皆さんも今日から是非やってみようと言葉されていました。皆さんも玄関では靴を揃えて脱ぐことで、避難する際は靴がすぐ履け避難しやすいのですから是非やってみて下さい！！

P2～P3 令和2年度 清里町社会福祉協議会事業計画

主な内容 P4 社協ほっと通信・ケアハウス通信

P5 ボランティアステップアップ

P6 ご寄付ありがとうございました・生活福祉資金貸付制度のご案内

編集・発行 社会福祉法人 清里町社会福祉協議会 清里町羽衣町35番地35 TEL 22-4840 FAX 25-2137

この社協だよりは、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金助成金の一部をあてて発行しています。

令和2年度 清里町社会福祉協議会 事業計画

だれもが住み慣れた地域で、 安心していきいきと暮らせる地域づくり

■ 基本理念 ■

清里町社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核機関として、福祉団体、ボランティア等幅広い関係者との連携・協働により、高い公共性と共に民間団体としての自主性、創造性を發揮しながら、「だれもが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる地域づくり」に取り組み、豊かで、住みよい福祉社会の実現を目指します。

■ 基本方針 ■

近年の社会福祉をめぐる状況は、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まっています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

さらに、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、昨今、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。

今後、地域支え合いの再編を目指すには、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超え、そしてつながり、町民一人ひとりの暮らしと生きがいを目指す「地域共生社会」の創設が重要となっています。

このような状況を踏まえ、本会は「公共性」と「民間性」を合わせもつ「地域福祉を推進する中核的な組織」として、町をはじめ関係機関、地域、各種団体等との密接な連携を図りながら様々な福祉課題に向き合い、ボランティア活動や地域活動の活性化を推進し、町民皆さんの社会参加と基本理念である「だれもが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる地域づくり」のため、各種事業を進めてまいります。

基本目標	主な事業計画
1. 法人運営事業 法令を遵守し、信頼性と透明性を確保しながら、経営の安定化に向けた円滑で効率的な法人体制の整備と運営に努めます。	1) 法人の運営に関する会議等の運営 2) 財政基盤の強化 3) 役員研修の実施 4) 個人情報の適正な取扱いと管理の徹底 5) 各種リスクマネジメント対策の推進 6) 職員研修の実施 7) 寄付金贈呈者に対する謝意
2. 企画広報事業 広報誌を中心とした様々な媒体により、必要な情報を正確にわかりやすく伝え、社協への理解と関心を高めるとともに、福祉啓発の充実に努めます。	1) 広報啓発事業の充実 2) 出前講座による社協活動の周知 3) ノーマライゼーションの理解と普及活動 4) 地域福祉実践計画の策定（新規事業）
3. 地域福祉推進事業 誰もが安心して生活ができるよう、きめ細やかな地域福祉活動の推進を図るとともに、福祉コミュニティ活動への運営支援を行います。	1) 関係団体等への支援 2) 歳末たすけあい事業の実施 3) 心配ごと相談事業の実施

基本目標	主な事業計画
4. 在宅福祉推進事業 いつまでも住み慣れた清里町で暮らし続けたいという、一人ひとりの願いを叶えるため、在宅生活を支援する福祉サービス事業の充実と、みんなで支え合う地域づくりを推進し、安心・安全な在宅生活のサポートに努めます。	1) 小地域ネットワーク事業の推進 2) 福祉用具貸付事業の実施 3) 福祉車両貸出事業の実施 4) ひとり暮らし高齢者声かけ慰問事業の実施 5) 外出支援事業の実施
5. 地域権利擁護運営事業（新規事業） 認知症、知的障がい、精神障がい等のために判断能力が十分でない方に不利益が生じないように支援し本人の権利と暮らしを守ります。	1) 日常生活自立支援事業の実施 2) 権利擁護事業の整備（新規事業）
6. ボランティア活動推進事業 社会福祉に関する理解を深め、ボランティア活動への参加促進を図るため、学習・体験・情報提供を行うとともに、ボランティアセンター機能（登録、相談、育成）の充実を図ります。 また、学校、各種団体等と連携し、ボランティア・福祉教育活動を支援します。	1) ボランティアセンター機能（登録、相談、育成）の充実強化 2) ボランティア普及活動の実施 3) 災害ボランティア模擬体験の開催 4) たすけ愛ボランティアカフェの開催
7. 受託事業 清里町から事業委託を受け、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者等の総合相談窓口として「地域包括支援センター」を運営し、個々の状況把握をはじめ、適切な福祉サービスの利用につなげる等の支援を行います。また、認知症の早期診断と対応に向けて、認知症専門医と連携した「認知症初期集中支援チーム」の運営、並びに住民主体による地域の助け合い、支え合い活動を一体的に促進するため「介護予防・日常生活総合支援事業」を実施します。	1) 配食サービス事業 2) 介護用品支給事業 3) 訪問サービス事業 4) 送迎介護サービス事業 5) 家族介護支援事業（在宅介護者リフレッシュ事業） 6) 介護予防・日常生活総合支援事業 7) 地域包括支援センターの運営 ①総合相談支援事業 ②介護予防ケアマネジメント事業 ③介護予防把握事業 ④介護予防普及啓発事業（ふまねっこ） ⑤認知症総合支援事業 ⑥認知症サポーター養成事業 ⑦高齢者等SOSネットワーク事業 ⑧在宅医療、介護連携推進事業 ⑨権利擁護事業
8. ホームヘルプサービス事業 介護を受ける方が住み慣れた地域で、自らの能力に応じて在宅での自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うとともに、利用者の意思及び人格を尊重しながらサービスの提供を行います。	1) 訪問介護事業 2) 介護予防訪問型サービス事業 3) 居宅生活支援事業（障がい者ホームヘルプサービス） 4) 介護職員の確保と資質向上
9. 居宅介護支援事業 介護保険法に基づく介護サービスを適切に利用できるよう、一人ひとりのニーズに沿ったケアプランの作成と、サービスの利用調整についての支援を行います。	1) 介護認定の申請手続きや更新手続きの代行 2) 介護サービス計画（ケアプラン）の作成及びサービス提供の支援 3) 介護保険施設等への紹介及び施設入所に関する支援 4) 介護サービスに関する利用者からの相談等
10. 民生金庫貸付事業 やむを得ない事情により一時的に生活が困窮する世帯に対し、生活費を貸し付け生活を維持し自立更生の支援を行います。	1) 民生金庫貸付（一時的な生活費の貸付）
11. 指定管理事業 「介護老人保健施設きよさと」「ケアハウスきよさと」の管理・運営について、指定管理者制度のもと適正で効率的な運営に努めます。	1) 介護老人保健施設きよさとの管理・運営 ①指定管理期間 平成27年度～令和6年度 ②「超在宅強化型」施設運営の維持 ③介護プロフェッショナルキャリア段位制度の導入によるキャリアアップ ④ICT（情報通信技術）化による業務の効率化と働きやすさ向上 2) ケアハウスきよさとの管理運営 ①指定管理期間 平成30年度～令和4年度 ②入居者の健康や嗜好に配慮した食事の提供 ③各種の相談、適切な助言を行い必要に応じ行政や関係機関への連絡、手続支援 ④入居者の可能な限り自立した生活の継続支援及び質の高い入居者ファースト対応のための職員の資質向上
<p style="text-align: center;">介護理念 出愛・ふれ愛・語り愛 ～心と心を繋ぐ優しいチームケア～</p>	

社協ほっと通信

清里町社会福祉協議会

TEL 0152-22-4840

FAX 0152-25-2137



朝日生命労働組合よりタオルの寄贈

2月7日（金）、朝日生命労働組合釧路支部よりタオルを111本寄贈していただきました。

朝日生命労働組合釧路支部では、毎年社会貢献活動として管内支部社会福祉協議会を対象に、組合員一人一人が善意で寄付をしていただいたタオルを寄贈していただいております。

寄贈していただいたタオルは、介護老人保健施設きよさとで大切に使わせていただきます。



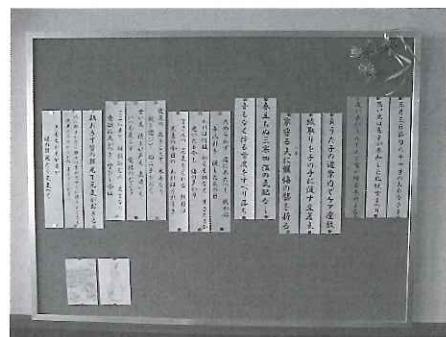
ケアハウス通信

ケアハウスきよさとは現在43名（3月31日現在）の方が入居されています。

ケアハウスは60歳以上の方で、自炊することは困難であるが、掃除・洗濯・入浴等の身の回りのことができる方が対象となっており、わかりやすくいうと、60歳以上の方のアパートです。

ケアハウスでは皆さんのが自主的に体操やカラオケ、花札等を楽しめたり、作品を制作されています。

ケアハウス入り口に皆さんの素敵な作品が飾られていますので、機会があれば是非見て下さい。



新型コロナウイルス感染症に関する対応について

新型コロナウイルス感染症感染拡大予防といたしまして、この度、清里町社会福祉協議会でも様々な取組を実施しております。

また、国や道からの要請を受けまして各事業の中止等をさせていただきました。関係者の皆様にはご迷惑をおかけしましたが、ご理解の程よろしくお願ひいたします。

【中止となった事業】

- ・2/26～3/25 ふまねっと運動教室（清里・縁）
- ・3/5～3/6 在宅介護者の集い
- ・3/15 だれもが安心して暮らせるまちづくり映画上映会
「ぼけますから、よろしくお願ひします。」

【理事会・評議員会の対応】

- ・感染拡大予防の観点から、理事会・評議員会については書面協議をもって実施

【職員の対応】

- ・マスク装着・手洗い・うがい・検温の徹底
- ・マスクの在庫確保が難しいことから手作りマスクの作成、使用
- ・施設内消毒の実施
- ・会議等を極力実施せず書面や電話での調整

ボランティア

ステップup



令和元年度ヤングボランティア体験

1月14日(火)、町内の高校生4名が参加され、様々なボランティア活動を体験し、よりボランティアへの意識の向上を図ることを目的として開催され、認知症センター養成講座・清里保育所での交流体験・「清里町のこれからについて考えよう」・ミニサロンボランティア体験・配食ボランティア体験を実施しました。

今年は、自分たちの住んでいる清里町についても考えてもらい、清里町の良い所や清里町にあったら良いなあと思うこと等についてもみんなで考えてもらいました。

清里町の良い所は「人が優しい。親切な人が多い。あつたら皆挨拶をしてくれる。自然が豊かで水や野菜が美味しい。」、あつたら良いなあと思うことについては、「学校が終わったら行ける所があまりない。遊べるところが欲しい。(カラオケやプリクラ)バスやJRの本数がもっと増えたら良い。」等という高校生ならではの意見出されました。

1日を通じて多くの体験をした皆さんご苦労さまでした。



交通安全祈願マスコット贈呈

4月から清里小学校に入学される新1年生の皆さんへ、手作りの交通安全祈願マスコットを贈呈しました。

このマスコットはボランティアサークルたんぽぽの皆さん方が、毎年手作りで贈呈しておりました。本年3月に会が解散されることとなりましたが、会員の方が「歴史ある活動で自分の子どもも孫もこの鈴をつけて小学校に通っていた。自分がやれるうちは協力します。」とおっしゃってくださいり、今年も皆さんのもとへ届けることができました。

ご協力いただきありがとうございました。

新1年生の皆さんご入学おめでとうございます※「希望に胸を膨らませ元気で学校に通ってくださいね。」



ボランティア2001 ～ウエス作りボランティア～

2月5日(水)、ボランティア2001(安田 幸恵会長)の皆さん方が、介護老人保健施設きよさとの入居者の生活支援のためのウエス作りを行ってくださいました。

皆さん1日かけ、ウエスを使いやすい大きさに切り、たくさんのウエスを施設に寄付して下さいました。
ありがとうございました。



配食ボランティアを募集しています

配食サービスを利用しているお宅にお弁当を届けるボランティアをして下さる方を募集しています。

毎週火・木曜日の午後4時~5時にお届けしています。

ちょっと空いた時間を使ってボランティアしてみませんか??

関心のある方は、清里町社会福祉協議会までご連絡下さい。(電話 22-4840)

ご寄付ありがとうございます。

皆様の心温まる善意は、地域福祉のために大切に活用させていただきます。
(令和元年12月18日～令和2年3月31日)

社会福祉協議会 介護老人保健施設きよさと ケアハウスきよさと

【寄付金】

◎親族の死去に際して

- ・武田 克明 様（羽衣町第1）
- ・大岸 紗江 様（羽衣町第3）
- ・佐藤 キヨコ 様（水元町第2）
- ・中花 良子 様（札弦町第1）
- ・羽田野 祐次 様（神威中）
- ・藤野 悅美 様（斜里町）

◎地域福祉活動に際して

- ・上斜里尋常小学23回卒業クラス会

【寄贈品】

- ・荒木 謙 様（羽衣町第1）
- ・前中 利江子 様（羽衣町南）
- ・美馬 廣子 様（向陽北）
- ・梅村 都美子 様（神威南）
- ・中花 良子 様（札弦町第1）
- ・井上 紀恵子 様（ケアハウスきよさと）
- ・半澤 裕美 様（斜里町）
- ・古坂 正美 様（斜里町）
- ・羽田野 肇 様（小清水町）

生活福祉資金貸付制度の ご案内

生活福祉資金貸付制度 緊急小口資金・総合支援金の 特例貸付について

1. 生活福祉資金貸付制度とは？？

この貸付制度は、厚生労働省の要綱に基づき、他の貸付制度が利用できない低所得者世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸し付けと相談・支援により経済的自立及び生活意欲の助長・社会参加の促進を図り、安定した生活を目的としています。

2. 資金の種類

①総合支援資金

(生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費)

②福祉資金（福祉費・緊急小口資金）

③教育支援資金（教育支援費・就学支援費）

④不動産担保型生活資金

⑤臨時特例つなぎ資金

左記にご案内しました生活福祉資金貸付制度では、この度の新型コロナウイルス感染症の影響により休業等で生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付があります。

【緊急小口資金】

新型コロナウイルス影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用を貸付します。

【総合支援資金】

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、生活再建までの間に必要な生活費用を貸し付けます。

※資金の種類によって、貸付上限額、返済期間等の内容に違いがありますので、詳しくは清里町社会福祉協議会（電話22-4840）までお問合せ下さい。

生活福祉資金の決定及び貸付金交付は、北海道社会福祉協議会が行います。